株式会社ニチレイ　　株式取扱規程

制定日：１９８２年１０月　１日制　　定
最終改正日：２０２６年１０月　１日一部改正

第１章　　総　　則

（目　　的）
第１条　当会社における株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いについては、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）および株主が振替口座を開設している証券会社等の口座管理機関（以下「証券会社等」という。）が定めるところによるほか、定款に基づきこの規程の定めるところによる。

（株主名簿管理人）
第２条　当会社の株主名簿管理人および株主名簿管理人事務取扱場所は、次のとおりとする。

株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目３番３号 みずほ信託銀行株式会社
事務取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目３番３号 みずほ信託銀行株式会社　本店証券代行部

第２章　株主名簿への記録等

（株主名簿への記録）
第３条　株主名簿記載事項の変更は、総株主通知等機構からの通知（社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第 154 条第 3 項に規定された通知（以下「個別株主通知」という。）を除く。）により行うものとする。
②　前項のほか、新株式発行その他法令に定める場合は、機構からの通知によらず株主名簿記載事項の変更を行うものとする。
③　株主名簿は、機構が指定する文字・記号により記録するものとする。

（株主名簿記載事項に係る届出）
第４条　株主は、その氏名または名称および住所を機構の定めるところにより、証券会社等または機構を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

（法人株主の代表者の届出）

第５条　法人である株主は、その代表者１名を機構の定めるところにより、証券会社等または機構を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

（共有株主の代表者の届出）

第６条　株式を共有する株主は、その代表者１名を定め、共有代表者の氏名または名称および住所を機構の定めるところにより、証券会社等または機構を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

（法定代理人の届出）

第７条　株主の親権者および後見人等の法定代理人は、その氏名または名称および住所を機構の定めるところにより、証券会社等または機構を通じて届け出るものとする。変更または解除があった場合も同様とする。

（外国居住株主等の通知を受けるべき場所の届出）

第８条　外国に居住する株主および登録株式質権者またはそれらの法定代理人は、日本国内に常任代理人を選任するか、または日本国内において通知を受けるべき場所を定め、常任代理人の氏名もしくは名称および住所または通知を受けるべき場所を、機構の定めるところにより、証券会社等または機構を通じて届け出るものとする。変更または解除があった場合も同様とする。

（機構経由の確認方法）

第９条　当会社に対する株主からの届出が証券会社等または機構を通じて提出された場合は、株主本人からの届出とみなす。

第３章　株主確認

（株主確認）

第 10 条　株主（個別株主通知を行った株主を含む。）が請求その他株主権行使（以下「請求等」という。）をする場合、当該請求等を本人が行ったことを証するもの（以下「証明資料等」という。）を添付し、または提供するものとする。ただし、当会社において本人からの請求等であることが確認できる場合はこの限りでない。

②　当会社に対する株主（次項に定める代理人を含む。）からの請求等が、証券会社等または機構を通じてなされた場合は、株主本人からの請求等とみなし、証明資料等は要しない。ただし、当会社が必要と認める場合には、証明資料等を請求することができる。

③　代理人により請求等をする場合は、株主が署名または記名押印した委任状その他代理

権を証する書面を添付するものとする。委任状には、受任者の氏名または名称および住所の記載を要するものとする。

④　代理人についても第１項および第２項を準用する。

第４章　株主権行使の手続き

（書面交付請求および異議申述）

第 11 条 株主が会社法第 325 条の５第１項に規定された株主総会参考書類等の電子提供措置事項を記載した書面の交付の請求（以下「書面交付請求」という。）および同条第５項に規定された異議の申述をするときは、書面により行うものとする。ただし、書面交付請求を証券会社等または機構を通じてする場合は、証券会社等または機構が定めるところによるものとする。

（少数株主権等）

第 12 条　振替法第 147 条第 4 項に規定された少数株主権等を当会社に対して直接行使するときは、署名または記名押印した書面により、個別株主通知の受付票を添付して行うものとする。

（十を超える株主提案があった場合の対応方針）

第 13 条　株主が会社法第 305 条第 1 項の規定による議案の要領の通知請求をする場合において、当該株主が提出しようとする議案の数が同条第 4 項の定めに従い十を超え、かつ、取締役が同条第 5 項の定めに従って十を超える数に相当することとなる数の議案を定めるときには、次に掲げる基準に従うものとする。

(1)原則として、株主が議案の要領の通知請求に記載している順に従って、横書きの場合は上から、縦書きの場合は右から数えて定める。

(2)株主による議案の要領の通知請求の記載から、議案の順序を判断することが困難な場合は、取締役が任意に定める。

ただし、当該株主が当該請求と併せて当該株主が提出しようとする二以上の議案の全部又は一部につき議案相互の優先順位を定めている場合には、取締役は、当該優先順位に従い、十を超える数に相当することとなる数の議案を定めるものとする。

（株主提案議案の株主総会参考書類への記載）

第 14 条　株主総会の議案が株主の提案によるものである場合において、会社法施行規則第 93 条第１項第３号から第５号までに掲げる事項の字数が各議案（同項第４号に掲げる事項にあっては各候補者）ごとに 400 文字を超えるときは、当会社は、当該事項の概要を株主総会参考書類に記載することができるものとする。

（単元未満株式の買取請求の方法）

第 15 条　単元未満株式の買取請求をするときは、機構の定めるところにより、証券会社等または機構を通じて行うものとする。

（買取価格の決定）

第 16 条　前条の買取請求の買取単価は、買取請求が株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日の東京証券取引所の開設する立会市場における最終価格とする。ただし、その日に売買取引がないときまたはその日が同取引所の休業日に当たるときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。

②　前項による買取単価に買取請求株式数を乗じた額をもって買取価格とする。

（買取代金の支払）

第 17 条　当会社は、前条により算出された買取価格から第 26 条に定める手数料を控除した金額を買取代金とし、当会社が別途定めた場合を除き、機構の定めるところにより買取単価が決定した日の翌日から起算して 4 営業日目に支払うものとする。

②　買取請求者は、その指定する銀行預金口座への振込みまたはゆうちょ銀行現金払いによる買取代金の支払いを請求することができる。

（買取株式の移転）

第 18 条　買取請求を受けた単元未満株式は、前条による買取代金の支払または支払手続を完了した日に当会社の振替口座に振替えるものとする。

（単元未満株式の買増請求の方法）

第 19 条　単元未満株式を有する株主が、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求（以下「買増請求」という。）するときは、機構の定めるところにより、証券会社等または機構を通じて行うものとする。

（自己株式の残高を超える買増請求）

第 20 条　同一日になされたもので先後不明な買増請求の合計株式数が、当会社の保有する譲渡すべき自己株式数を超えているときは、その日におけるすべての買増請求は、その効力を生じないものとする。

（買増請求の効力発生日）

第 21 条　買増請求の効力は、買増請求が株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日に生じるものとする。

（買増価格の決定）

第 22 条　買増単価は、買増請求の効力発生日の東京証券取引所の開設する立会市場における最終価格とする。ただし、その日に売買取引がないときまたはその日が同取引所の休業日に当たるときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。

②　前項による買増単価に買増請求株式数を乗じた額をもって買増価格とする。

（買増株式の移転）

第 23 条　買増請求を受けた株式数に相当する自己株式は、機構の定めるところにより、買増請求をした株主が証券会社等を通じて、買増代金として買増価格に第 26 条に定める手数料を加算した金額が当会社所定の銀行預金口座に振り込まれたことを確認した日に、買増請求をした株主の振替口座への振替を申請するものとする。

（買増請求の受付停止期間）

第 24 条　当会社は、毎年次に掲げる日から起算して 10 営業日前から当該日までの間、買増請求の受付を停止する。

(1) 12 月 31 日

(2) 6 月 30 日

(3) その他機構が定める株主確定日等

②　前項にかかわらず、当会社が必要と認めるときは、別に買増請求の受付停止期間を設けることができるものとする。

第５章　特別口座の特例

（特別口座の特例）

第 25 条　特別口座の開設を受けた株主の本人確認その他特別口座に係る取扱いについては、機構の定めるところによるほか、特別口座の口座管理機関が定めるところによるものとする。

第６章　手数料

（手数料）

第 26 条　第 15 条の単元未満株式買取請求および第 19 条の単元未満株式買増請求に係る手数料は、次のとおりとする。

第 15 条（単元未満株式の買取請求の方法）に基づく単元未満株式の買取りおよび第 19 条（単元未満株式の買増請求の方法）に基づく単元未満株式の買増しの場合

（第 16 条に定める買取単価または第 22 条に定める買増単価） x 単元株式数 x 買取請求株式数または買増請求株式数／単元株式数 x 1.15%

ただし、単元株式数当たりの手数料金額が 2,500 円に満たない場合は、2,500 円として計算する。

② 株主等が証券会社等または機構に対して支払う手数料は、株主等の負担とする。

第 7 章　総株主通知等の請求

（当会社による総株主通知の請求）

第 27 条　当会社は、次に定める場合のほか正当な理由がある場合には、総株主通知を機構に請求することができる。

(1) 当会社が、法令、有価証券上場規程、定款その他の規則（以下「法令等」という。）に基づき株主等に対して通知するために必要があるとき。

(2) 当会社が、法令等に基づき、株主等に関する情報を、公表し、または官公署もしくは証券取引所に提供するために必要があるとき。

(3) 当会社が、株主に対し、株主優待制度の実施その他振替株式の株主共通の利益のためにする行為をしようとするとき。

(4) 上場廃止、免許取消しその他当会社または株主に損害をもたらすおそれがある事態が生ずるのを避けるために必要があるとき。

(5) 取締役会で定める一定時点における株主の株式保有状況を株主名簿に反映させることが適当であると判断したとき。

（当会社による情報提供請求権の行使）

第 28 条　当会社は、次に定める場合のほか正当な理由がある場合には証券会社等または機構に対して、振替法第 277 条に規定する請求を行うことができる。

(1) 株主等の同意があるとき。

(2) 株主と自称する者が株主であるかどうか確認をするために必要があるとき。

(3) 株主が株主権の行使要件を充たしているかどうかを確認するために必要があるとき。

(4) 当会社が、法令等に基づき、株主等に関する情報を、公表し、または官公署もしくは証券取引所に提供するために必要があるとき。

(5) 上場廃止、免許取消しその他当会社または株主に損害をもたらすおそれのある事態が生ずるのを避けるため必要があるとき。

(6) 特定の者が株主として請求等をしようとする旨当会社が認知したとき。

(7) 大量保有報告書の記載の正確性について調査を要すると判断したとき。

【改正履歴】

１９８２年１０月　１日制　　定
１９８５年　２月　１日一部改正
１９９０年１２月　７日一部改正
１９９１年　９月１０日一部改正
１９９９年１０月　１日一部改正
２００４年　６月２５日一部改正
２００６年　５月　１日一部改正
２００８年１２月１６日一部改正（２００９年１月５日施行）
２０２１年　６月２２日一部改正
２０２１年１１月２２日一部改正
２０２２年　９月　１日一部改正
２０２６年１０月　１日一部改正